装管調第５３６９号
令和元年８月２７日

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長　　殿
航空幕僚監部装備計画部整備・補給課長
防衛装備庁調達事業部輸入調達官

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
（公印省略）

有償援助調達における余剰金等の返済の適切な管理に当たっての留意事項について（通知）

標記について、通常とは異なる保管勘定へ入金された資金等の管理を適切に実施するため、下記のとおり、貴職から管下の関係職員に周知されたい。

記

１　防衛装備庁調達事業部輸入調達官付有償援助調達室（以下「有償援助調達室」という。）は、米国政府から四半期に１回送付される保管勘定に係る明細書（HOLDING ACCOUNT STATEMENT）の送付を受けた場合は、速やかに防衛装備庁調達管理部調達企画課及び本保管勘定に係るＦＭＳケースの調達を担当している調達関係部局に送付するものとする。なお、送付に先立ち、有償援助調達室は当該明細書の確認を行い、特に保管勘定の種類（別紙参照）が０、１、７又は８以外であった場合など、通常とは異なる保管勘定への入金を確認した場合は、必要に応じて米国政府に対する照会等により速やかに当該入金の詳細の把握に努めるとともに、把握した事項及び当該入金を所掌すると判断される支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下同じ。）名を併せて通知する。

２　前項のなお書きの規定に基づき通知された支出負担行為担当官は、米国政府に対する資金の返済の請求の可否についての検討を行い、当該入金が日本側に返済可能な余剰金等であることが判明した場合には速やかに返済を請求するための措置をとるものとする。

３　上記の措置について、有償援助調達における余剰金等の管理に関わる職員に対し、教育・研修等の機会を通じ、周知徹底し、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙
写送付先：陸上自衛隊補給統制本部装備計画部装備計画課長
　　海上自衛隊補給本部管理部有償援助調達課長
　　航空自衛隊補給本部計画部調達課長

別紙

有償援助調達に係る保管勘定の種類

０　Ｆｅｄｅｒａｌ　Ｒｅｓｅｒｖｅ　Ｂａｎｋ（ＦＲＢ）
　　Ｉｎｔｅｒｅｓｔ　ｂｅａｒｉｎｇ　ａｃｃｏｕｎｔ

１　Ｒｅｇｕｌａｒ　ＦＭＳ　ｐａｙｍｅｎｔｓ　ｂｙ
　　ｐｕｒｃｈａｓｅｒ

２　Ｍｉｌｉｔａｒｙ　Ａｓｓｉｓｔａｎｃｅ　Ｐｒｏｇｒａｍ（ＭＡＰ）
　　ｆｕｎｄｓ（ＭＡＰ　ｉｓ　ｎｏｎ－ｒｅｆｕｎｄａｂｌｅ　ｔｏ　ＦＭＳ
　　Ｃｕｓｔｏｍｅｒ）

３　Ｔｈｉｒｄ　ｃｏｕｎｔｒｙ　ｒｅｃｏｕｐｍｅｎｔｓ

４　Ｂｕｙｂａｃｋｓ

５　Ｃｒｅｄｉｔ　ＦＭＳ　ｆｕｎｄｓ（ｎｏｎ－ｒｅｆｕｎｄａｂｌｅ　ｔｏ
　　ＦＭＳ　Ｃｕｓｔｏｍｅｒ）

６　Ｗｏｒｌｄ　Ｗｉｄｅ　Ｒｅｄｉｓｔｒｉｂｕｔｉｏｎ
　　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ（ＷＷＲＳ）

７　ＵＬＯ（Ｐａｒｔｉｃｉｐａｔｉｎｇ　Ｃｏｕｎｔｒｉｅｓ）　ｒｅｆｕｎｄ
　　ａｂｌｅ　ｔｏ　ｃｕｓｔｏｍｅｒ

８　Ｓｕｐｐｌｙ　Ｄｉｓｃｒｅｐａｎｃｙ　Ｒｅｐｏｒｔ（ＳＤＲ）
　　Ｔｒａｎｓｐｏｒｔａｔｉｏｎ　Ｒｅｉｍｂｕｒｓｅｍｅｎｔ

９　Ｃｏｍｍｅｒｃｉａｌ　Ｂａｎｋ　Ａｃｃｏｕｎｔ（ＣＢＡ）

※　上記の数字は、米国政府から送付される保管勘定に係る明細書に記載されている各保管勘定に付与された数字を示す（例:「ＪＡ－Ｄ－３ＤＤ」においては「３」）
※　上記のうち、０、１、７及び８の保管勘定に入金された資金は通常、余剰金等として米国政府に対し返還請求を行っている。